

公 示 第 445 号

令 和 8 年 3 月 1 日

ワールド健康保険組合
理事長 大野 陽一郎



任意継続保険被保険者の標準報酬月額の告示

健康保険法第47条第2項に規定する令和8年度の任意継続保険者の標準報酬月額は、当組合の令和7年9月30日における全被保険者の標準報酬月額を平均した額を標準報酬月額の上限とすることとなっており、その額は次の通り公示致します。

記

標準報酬月額	280,000 円
標準報酬日額	9,330 円
適用期間	令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

※参考：令和7年度：260,000 円

以 上